

# 守り育てよう みんなの文化財

— 京都府文化財保護条例のあらまし —



且棕神社文化財環境保全地区・城陽市



京都府庁旧本館・京都市



江西寺庭園・宮津市



黒谷和紙・綾部市



歓楽寺木造金剛力士立像・美山町



田原の御田・かっこずり・目吉町



宝積寺仁王門・大山崎町



湯舟坂2号墳・久美浜町



海住山寺梵鐘・加茂町

## ごあいさつ



### 京都府教育委員会

委員長 大槻 彌 一 郎

昨年4月、京都府文化財保護条例が施行され、本年4月、この条例に基づき、はじめて京都府文化財の指定・登録等を行いました。所有者、関係者のご理解、ご協力に感謝いたしますとともに、これらの文化財が、府民生活の中にしっかりと根づき、親しまれ、永久に保存されますよう、府教育委員会といたしまして一層の努力をしまいにまいりたいと存じます。その一つの試みとして「文化財保護No.1」を作成しました。

府民の皆さんが、身近にある文化財を手がかりとして、先人の文化に学び、日々の暮らしのなかから、すぐれた文化を創造して後世につなぐ、文化財愛護の心を育ててくださることを願ってやみません。

昭和58年12月

### 文化財の宝庫 — 京都府

京都府には、先史以来あらゆる時代にわたる文化財が所在しており、特に、山城に都が営まれてから、政治・経済・文化の中心として、中枢的機能をはたしてきたことをみのがすことはできない。その結果、文化財に中央的性格をもつものが多く集中し、それぞれの地域の文化財として保存されてきた。また、野の石仏などのように、地域の人びとによってうみ出され守り伝えられてきた地域の文化財も数多く所在している。さらに、京都府は、地理的にも歴史的にも開かれた地域であり、海外の文物が積極的に導入されたため、渡来した文化財も少なくない。いいかえれば、京都府の文化財は、中央性・地域性・国際性の側面をもち、それぞれの特性が形づくられているのである。

— 京都府文化財保護審議会答申(昭54・3・30)より  
「京都府における文化財の現状」—

### 文化財とは

京都府における歴史、文化又は自然を理解し、その地域の特性を考えるために欠くことのできない次に掲げるものをいいます。

#### 1、有形文化財

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料等

#### 2、無形文化財

演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産

#### 3、民俗文化財

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で府民の生活の推移を示すもの

#### 4、記念物

貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡 庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地 動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む) 植物(自生地を含む)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む)



正法寺本堂・八幡市



本願寺絹本着色当麻曼荼羅図・久美浜町

## 京都府文化財保護条例ができるまで

京都府内に数多くある文化財は、これまで文化財保護法や市町村の文化財保護に関する条例、京都府の補助金その他いろいろな行政施策などによって制度的に守られるとともに、文化財の所有者・文化財保護関係団体など地域の人々の努力によって保護されてきました。しかし、急激な社会の移りかわりの中で、京都府の文化財の特性を十分に生かした抜本的な保護対策が必要となり、京都府では、府文化財保護審議会（会長 村田治郎 京都大学名誉教授）の答申を受けて、昭和56年10月京都府文化財保護条例を定めました。

### 条例のあらまし

#### ★目的——府民生活の文化的向上をめざす

文化財保護法の規定により、国（文部大臣）の指定を受けた文化財以外の文化財で、府の区域内にあるもののうち、府にとって重要なものについて、その保存と活用のために必要な措置を講じて、府民の文化的向上に役立てるとともに、わが国の文化の進歩に貢献することを目的としています。

#### ★府の責任、市町村の責務

文化財が、府の歴史、文化又は自然を理解し、その地域の特性を考えるために欠くことのできないものであり、将来にわたって府民の文化の向上発展の基礎をなすものであることを深く理解して、その保存、活用が適切に行われるよう必要な施策を講じることを府や市町村に対してもとめています。

#### ★府民、所有者等の心がまえ

この条例の目的を達成するためには、府民の協力がなくてはならないものであり、特に所有者その他の関係者には、文化財が貴重な府民的財産であるとの自覚に立って公共のために大切に保存し、できるだけ公開するなど活用に努めることをもとめています。



棚倉の居籠祭・山城町



才の神のフジ・大江町

## ★文化財の指定と登録

**指定** 国指定文化財を除き、府にとって歴史上、芸術上、学術上、科学・技術上、観賞上及び地域の生活環境に生かすうえから重要な文化財を、定められた基準にてらして京都府指定文化財に指定します。

**登録** 国指定文化財、京都府指定文化財を除き、京都府の歴史、文化又は自然を理解し、その地域の特性を考えるために必要な文化財を、定められた基準にてらして京都府登録文化財に登録します。登録は、できる限り広範に文化財を保護する目的で設けられた他府県に例のない顕彰制度です。

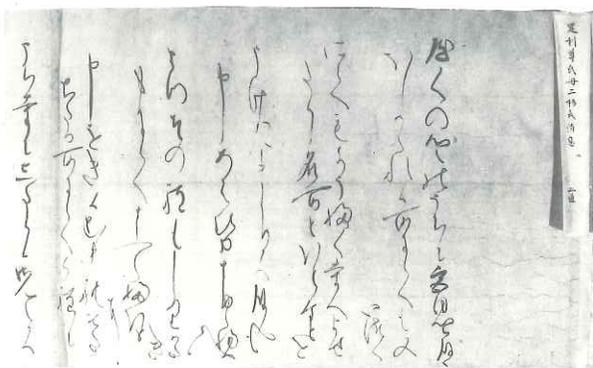
指定や登録は、京都府文化財保護審議会の審議を経て、京都府教育委員会が行います。この場合、私有財産権を尊重し、文化財所有者等の同意を得ることとしています。

### 指定・登録の効果

◎指定文化財の現状を変えたり、保存に影響を及ぼす行為をする場合には、府教育委員会の許可が必要です。また、所在場所の変更、所有者の変更、修理や復旧、盗難などの場合には、定められた期間内に届け出なければなりません。登録文化財についても、府教育委員会への届出が必要です。

◎府指定有形文化財の損壊、き棄、隠匿行為や府指定史跡名勝天然記念物の滅失、き損等の行為、許可を受けずにこれらの文化財の現状を変えたり、保存に影響を及ぼす行為をする等は禁じられており、違反した場合には罰せられます。

◎府教育委員会は府指定・登録文化財の管理、修理、復旧、保存について多額の経費を要する等必要な場合には、所有者、保持者等に対し、予算の範囲内で経費の一部を補助するほか、管理、修理等の指導監督や勧告などを行なうことがあります。



上杉清子仮名消息(安国寺文書のうち)・綾部市



六所神社文化財環境保全地区・南山城村

## ★文化財環境保全地区の決定—文化財を環境とあわせて守る

府指定・登録の有形文化財又は記念物について、その保存のため必要がある場合には、一定の区域を、所有者等の同意を得て、文化財環境保全地区とします。これは、個々の文化財を「点」として保存する従来の保護制度を一歩すすめて、文化財をとりまく環境と共に「面」として保護しようという他府県に例のない新しい制度です。

## ★府選定保存技術の選定—文化財を守る伝統技術を守る

府の区域内にある伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもの(国選定保存技術を除く。)のうち府として保存の措置を講ずる必要があるものを京都府選定保存技術として選定し、その保持者又は保存団体を認定します。

## ★埋蔵文化財の保護

府教育委員会は、埋蔵文化財包蔵地が損傷されたり、出土遺物が散逸しないよう、関係者に対して包蔵地を周知徹底させるなど適切な指導助言を行なうよう努めます。また、何人も埋蔵文化財を発見したときは、その損傷等の防止に努め、府や市町村の教育委員会が行なう発掘調査に協力するよう努めなければなりません。

## 京都府指定・登録文化財等地域別件数

(昭和58.12 現在)

種別	地域区分	乙訓		山城		北桑田		南丹		中丹		与謝		丹後		京都市内		合計	
		指	登	指	登	指	登	指	登	指	登	指	登	指	登	指	登	指	登
有形文化財	建造物		3	3	14				3		1					6	4	9	25
	美術工芸品			4		1		1	4	3	2			2	5	4	1	15	12
無形文化財	工芸技術									1								1	
	保持団体									認定1								認定1	
無形民俗文化財				1			1	1	1	1	3			1	1			4	6
記念物	史跡			1		1						1		2		1		6	
	名勝											3						3	
	天然記念物							1		1								2	
文化財環境保全地区				決定15														決定15	
合計		0	3	9   14 決定15		2	1	3	8	6   6 認定1		4	0	5	6	11	5	40   43 認定1・決定15	

## 府下市町村の文化財保護条例に基づく文化財指定等の件数

(昭和58.12 現在)

市町村名	有形文化財									無形文化財	無形民俗文化財	史跡	名勝	天然記念物	合計	文化財条例制定
	建造物	絵画	彫刻	工芸品	書跡・典籍	古文書	考古資料	歴史資料	計							
京都市	14	3	4			17	1		39		33	3	1	9	85	56年10月
長岡京市			6			1	1		8					3	11	50・7
宇治市		3	11		2		1		17					1	18	44・4
田辺町											2				2	50・3
宇治田原町	5		5	1	1				12			1	1		14	48・10
山城町				1			4	1	6		1	3	2		12	47・9
南山城村											1				1	51・12
京北町			3	5					8						8	53・10
亀岡市	1	4	14	5	1				25			1			26	43・12
園部町			4						4						4	53・12
日吉町	5		17	9	2				33			1			34	51・4
和知町		1				1			2		2				4	53・12
綾部市	3	2	10	2	9		1		27		2				29	40・4
福知山市	4	9	14	1	6	4			38		9	1		3	51	38・6
舞鶴市	3	6	11	10		3	1		34		4			5	43	38・10
夜久野町																47・8
大江町		9	4	2	4				19	1		4			24	48・4
宮津市																58・12
加悦町	2	4	9	2			1		18			4			22	39・7
岩滝町				1					1		1			1	3	40・7
峰山町																52・3
大宮町																58・3
網野町	1		1	1	1		2		6			3	1	1	11	46・6
丹後町																55・3
弥栄町	1			3					4						4	48・3
久美浜町	1		3	1			1		6			1			7	53・3
合計(26市町村)	40	41	116	44	26	26	13	1	307	1	55	22	5	23	413	

(注)京都市の数字は指定・登録の合計件数である。

### 文化財保護No.1 守り育てようみんなの文化財 — 京都府文化財保護条例のあらまし —

発行 京都府教育委員会  
 京都府上京区下立売通新町西入ル  
 編集責任者 京都府教育庁指導部文化財保護課長 東条 寿  
 TEL (075) 431-2598

(掲載の写真は、いずれも、京都府指定又は登録文化財です。)